

## 関税法施行規則等の一部を改正する省令要旨

- 1 交付前郵便物の滅却の承認に係る申請書及び亡失の際の届出書の記載事項として、郵便物の課税通知に係る書面を特定するために必要な事項を規定することとする。(関税法施行規則第9条の2の新設)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、関税定率法等の一部を改正する法律(平成19年法律第20号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(平成21年2月16日)から施行することとする。